

### **3. 自立援助ホームの見直し等自立支援策の拡充**

#### ○ 年長児童の自立支援のための取組の拡充

- ・ 自立生活援助事業(自立援助ホーム)の見直しによる自立支援の強化・充実
- ・ 施設を退所した子ども等に対する相談等を行う拠点事業の創設

### **4. 人材確保のための仕組みの拡充**

#### ○ 職員及びその専門性を確保するため以下の施策の検討

##### (1) 施設長・施設職員の要件の明確化

##### (2) 基幹的職員(スーパーバイザー)の配置、養成のあり方

- ・ 自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員の配置を義務付け等

##### (3) 国及び都道府県の研修体制の拡充

- ・ 都道府県が人材育成を計画的に進めるための仕組みの導入
- ・ 国による人材育成に関する指針の作成、研修体制の拡充等

### **5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策**

#### ○ 施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の強化に関する以下の施策の検討

##### (1) 措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備

- ・ 都道府県児童福祉審議会の調査審議事項として措置された子どもの権利擁護に関する事項の明確化等

##### (2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充

##### (3) 施設内虐待等に対する対応

- ・ 施設内虐待が起こった場合に外部へ知らせる仕組み(子どもの届出、職員の通告義務)
- ・ 通告した職員等の保護(届出をした子ども・通告した職員に関する都道府県等の秘密保持、不利益取扱いの禁止)
- ・ 届出、通告があった場合の都道府県が講じるべき措置の明確化(子どもの保護、施設等に対する立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分等)
- ・ 施設内虐待に関する検証・調査研究、公表

### **6. 社会的養護体制の計画的な整備**

- 要保護児童に対し適切な支援を行い得るような社会的養護の提供量を確保するという観点から、都道府県において計画的にその整備を行う仕組みの構築の検討